

[illegible]

経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」について（後編）

有限責任 あずさ監査法人

監査品質管理部	パートナー	和久 友子
会計・審査統括部	シニアマネジャー	松尾 洋孝
監査品質管理部	マネジャー	坂本 幸寛
東京第1事業部	マネジャー	藤本 直孝

「日本再興戦略」の一環として、経済産業省が2014年9月に立ち上げた「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」（座長：伊藤邦雄一橋大学特任教授。以下「研究会」という）による報告書「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書～対話先進国に向けた企業情報開示と株主総会プロセスについて～」(以下「報告書」という)が2015年4月23日に公表されました。

本報告書は、企業と投資家が質の高い対話を通じて相互理解を深め、中長期的な企業価値創造を行うための環境づくりを提言しています。

あずさ監査法人では、本研究会に関連して調査研究を実施して報告書を提出するとともに、これらの会合に係る事務局として運営のサポートを行いました。こうした知見および経験に基づき、本稿では、本報告書の内容をQ&A形式で前編・後編に分けて紹介します。なお、本文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

【ポイント】

- 報告書においては株主総会プロセスについて、「対話型株主総会プロセス」の必要条件が提言されており、関係団体も含めてのガイダンスの策定等、今後具体的な検討が進められる。
- 「対話型株主総会プロセス」の必要条件として、株主にとっての議案検討期間の十分な確保、招集通知の電子化等の推進による情報提供プロセスの効率化、わかりやすい情報の株主への提供および提供される情報の信頼性の確保が提案されている。
- 企業と株主との建設的な対話促進のためには、現行の実務や固定観念から離れ、改めて株主総会プロセスについて見直す視点が必要であるとされている。



和久 友子

有限責任 あずさ監査法人
監査品質管理部 パートナー



松尾 洋孝

有限責任 あずさ監査法人
会計・審査統括部 シニアマネジャー



坂本 幸寛

有限責任 あずさ監査法人
監査品質管理部 マネジャー



藤本 直孝

有限責任 あずさ監査法人
東京第1事業部 マネジャー

【Q&A 目次】

（以下、前編より続き）

- Q17 報告書においては、対話型株主総会プロセスの必要条件としてどのようなものが示されていますか？
- Q18 我が国の定時株主総会日程の設定について、どのような課題がありますか？
- Q19 我が国において決算日後3ヵ月以内に、定時株主総会が開催されるのはどのような制約によるものなのでしょうか？
- Q20 配当基準日に関する制約を教えてください。
- Q21 報告書では、適切な株主総会スケジュールの設定について、どのような提言がなされていますか？
- Q22 株主の議案検討・対話のための期間を十分確保するための方策として、適切な株主総会スケジュールの見直しのほか、どのようなことが提言されていますか？
- Q23 招集通知情報の発送前ウェブ開示とは、どのようなものですか？
- Q24 招集通知関係書類の電子化の促進については、どのような提言が行われていますか？
- Q25 議決権行使の電子化の促進については、どのような提言が行われていますか？
- Q26 機関投資家を含む名義株主以外の株主（実質株主）の定時株主総会への参加促進については、どのような提言がなされていますか？
- Q27 報告書においては、対話促進の観点から株主提案権についての記載もありますが、どのような観点からの提言がなされていますか？
- Q28 報告書においては、対話促進の観点から株主総会で決議される事項についても検討されていますが、どのような内容ですか？
- Q29 報告書ではモジュール型開示システムが提言されていますが、特に株主向けに提供される情報についての課題および対応策として、どのような提言がなされていますか？
- Q30 株主に提供される情報の信頼性の観点からは、どのような提言がなされていますか？
- Q31 報告書の提言内容は、政策等にどのように反映されたのでしょうか？

- ① 株主総会に向けて、株主が実質的に議案を検討する期間、企業が株主との事前対話を通じて相互理解を深めるために必要な期間が十分確保できること。
- ② 特に、招集通知および関連情報（下記③）が、株主総会日までの期間を十分確保できるタイミングで株主に提供されること（グローバルな投資家の視点からは、株主総会の1ヵ月以上前）。
- ③ 株主が必要とする情報が統合的かつわかりやすい形で提供されること。
- ④ 情報の信頼性を確保するため十分な監査期間が確保されていること。

（定時株主総会日程に関する課題）

【Q18】我が国の定時株主総会日程の設定について、どのような課題がありますか？

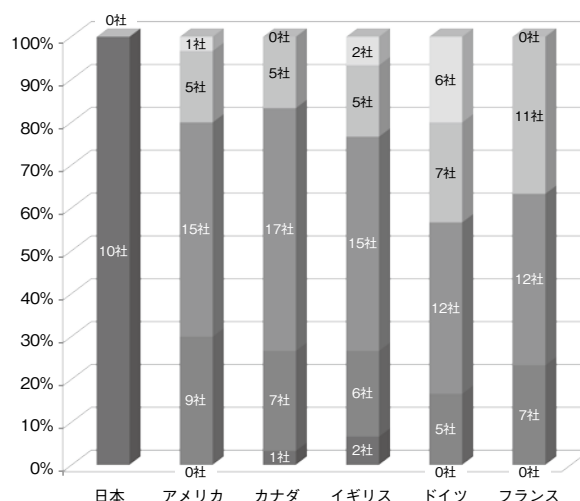
A

我が国の定時株主総会の開催日は、諸外国に比べ決算日からの期間が短く、かつ集中しています。

図表1は、研究会において、定時株主総会の開催日の状況について、日本の企業10社、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツおよびフランスの各企業30社をサンプル調査したものをグラフにしたものです。これからわかるように、日本の企業では決算日後80日以降90日以内にすべてのサンプル対象が定時株主総会を開催しているのに対して、たとえばアメリカの企業では決算日後90日以内に定時株主総会を開催しているサンプル対象はなく、91日以上120日以内開催が9社、121日以上150日以内開催が15社といったように、決算日から定時株主総会の開催までの期間が日本よりも長く、また、開催日も分散し

図表1 期末日から株主総会開催までの日数（各国）

- 決算日後181日以上開催 ■ 決算日後91～120日以内開催
■ 決算日後151～180日以内開催 ■ 決算日後90日以内開催
■ 決算日後121～150日以内開催



出典：報告書（別冊）基礎資料編 42 頁

Ⅲ 報告書の概要

（以下、前編より続き）

4. 株主総会プロセス

（対話型株主総会プロセスの必要条件）

【Q17】報告書においては、対話型株主総会プロセスの必要条件としてどのようなものが示されていますか？

A

報告書においては、対話型の株主総会プロセスを実現するための条件が示されており、以下の4つの条件を満たすように株主が議案を検討する期間が十分に確保されるとともに、有用な情報を効率的に株主へ提供することが提案されています。

ていました。

このように我が国は諸外国に比べ、決算日後短期間に定時株主総会が開催され、かつ、その開催日が集中している傾向があります。このため、我が国の株主による議案の精査や企業との対話の実質的な期間が十分でないとしています。

報告書では、Q17で示した条件を満たすよう、適切な株主総会の日程を設定するとともに、有用な情報を効果的に株主に提供することが必要であるとしています。

（定時株主総会の開催日に関する制約）

Q19 我が国において決算日後3ヵ月以内に、定時株主総会が開催されるのはどのような制約によるものなのでしょうか？

A

我が国の会社法上、定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集することが規定されているのみで（会社法第296条第1項）、定時株主総会の開催時期に関する規定はありません。我が国において定時株主総会が決算日後3ヵ月以内に開催されるのは、基準日に関する規定が関係しています。

会社法上、株主の権利行使のための基準日の制度が設けら

図表2 株主総会の開催日等に関する規定

	日本	アメリカ	カナダ
株主総会の開催日	事業年度の終了後、一定の時期 会社法第296条第1項	前回の株主総会の後、13ヵ月以内 Delaware General Corporation Law §211(c)	前回の株主総会の後、15ヵ月以内かつ決算日から6ヵ月以内 Canada Business Corporation Act 133(1)(b)
議決権行使の基準日	株主総会の開催日前3ヵ月以内で企業が設定した日 会社法第124条第1項、第2項	株主総会の開催日前10日以上60日以内で企業が設定した日 Delaware General Corporation Law §213(a)	株主総会の開催日前21日以上60日以内で企業が設定した日 Canada Business Corporation Act 134(1)(d)、Canada Business Corporations Regulations, 2011 43(2)
配当に関する基準日	効力発生日から3ヵ月以内の企業が設定した日 会社法第124条第1項、第2項	配当の基準日を定める取締役会決議に先立つ日を設定してはならず、かつ配当支払日の60日以内で企業が設定した日 Delaware General Corporation Law §213(c)	配当支払日の60日以内で企業が設定した日 Canada Business Corporation Act 134(1)(a)、Canada Business Corporations Regulations, 2011 43(1)
	イギリス	ドイツ※1	フランス※3
株主総会の開催日	決算日から6ヵ月以内 Companies Act 2006 336(1)	決算日から8ヵ月以内 Aktiengesetz §175(1)	決算日から6ヵ月以内 Code de Commerce L225-100
議決権行使の基準日	株主総会の開催日から48時間以内で企業が設定した日 The Uncertificated Securities Regulations 2001 41(1)	＜無記名株式＞ 株主総会の開催日の21日前 ＜記名株式＞ 株主総会の開催日の6日前※2 Aktiengesetz §123(2)(3)	株主総会の開催日の3営業日前 Code de Commerce R225-85
配当に関する基準日	—※4 —	—※5 —	—※6 —

※1 株主総会に参加するためには、株主総会開催日の6日前（株主総会日を含まない。定款により縮減可能）までに会社に対して登録（名簿に記載されていること）が必要。

※2 記名株式の株主については明文はないが、実務上、6日前（株主総会日を含まない。定款により縮減可能）までの株主に限定している。

※3 株主総会に参加するためには、株主総会開催日の3営業日前までに会社に対して登録（名簿に記載されていること）が必要。

※4 明文なく、各社ごとに異なる。総会日後に設定する例もあるが、総会日の1～2ヵ月程度前の日に設定している例が多い。

※5 配当の基準日としては、実務上、総会日に設定している例が多い。

※6 配当の効力発生日としては、実務上、総会日の1～2週間程度後の日に設定している例が多い。

出典：報告書（別冊）基礎資料編103、104、105頁

れており（会社法第124条第1項）、その権利の内容は基準日から3ヵ月以内に行使するものに限定されています（同条第2項）。ここで実務上、議決権行使を行う株主の基準日を決算日と一致させていることから、3月決算の場合、株主総会を決算日後3ヵ月以内の6月末までに開催しなければならないこととなります。

一方、諸外国においては、議決権行使基準日については、たとえばアメリカでは株主総会前10日以上60日以内に設定することが規定上求められており（Delaware General Corporation Law §213 (a)）、イギリスにおいては株主総会の開催前48時間以内に設定することとされています（The Uncertificated Securities Regulations 2001 41 (1)）。

図表2は、このような各国の株主総会の開催日等に関する規定を一覧にしたものです。

（配当基準日に関する制約）

Q20 配当基準日に関する制約を教えてください。

A

我が国企業においては、配当基準日についても、議決権行使基準日と同様、決算日に設定する例が多くなっています。このため、配当基準日から株主総会日までの間に株主が株式を売却した場合、既に株主でない者が配当決議に参加し配当を得ることとなり、インセンティブの歪みが指摘されています。

他方、諸外国では、配当基準日についても、配当の基準日を定める取締役会決議より先立つ日を設定してはならず、かつ配当支払日の60日以内で企業が設定した日と定められている（Delaware General Corporation Law §213 (c)）アメリカのような国もあれば、イギリスおよびドイツのように配当基準日の設定に明文規定のない国もありますが、いずれにしろ我が国のように決算日を配当基準日とはしていないようです。

図表2は、このような各国の配当基準日に関する規定についても示しています。

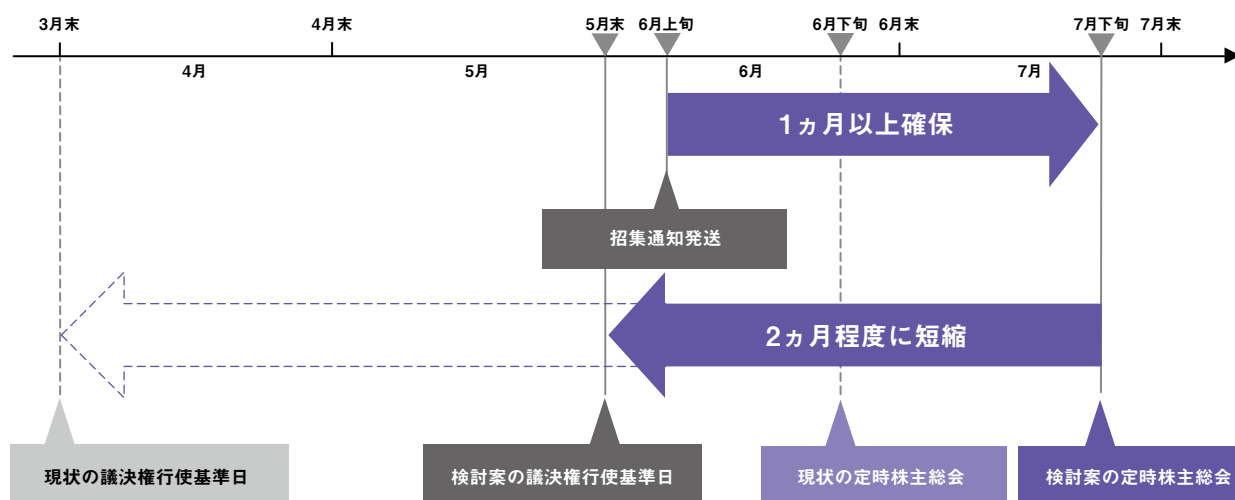
図表3 適切な株主総会スケジュールの設定例

決算日	議決権行使基準日	招集通知発送日	株主総会開催日
3月末	5月末	6月上旬	7月下旬



【議決権行使基準日を5月末とし、総会開催日を7月下旬に設定した場合のメリット】

議決権行使基準と株主総会との間隔	招集通知の発送から株主総会までの期間
2ヵ月程度に短縮できる	1ヵ月以上確保できる



出典：報告書に基づき あずさ監査法人作成

（適切な株主総会スケジュールの設定）

Q21 報告書では、適切な株主総会スケジュールの設定について、どのような提言がなされていますか？

A

報告書においては、議案検討や対話期間を確保し（Q18参照）、株主総会で議決権行使する株主を総会日にできるだけ近い時点の株主とするため（Q20参照）、適切な株主総会開催日や基準日の再検討が重要であり、その際に、決算日を基準日とする現行の実務慣行から離れ、改めて株主総会スケジュール全体を見直して見る必要があると提言されています。

たとえば報告書においては、3月決算会社を前提として、5月末を議決権行使基準日、招集通知を6月上旬に発送、定時株主総会を7月下旬に開催する検討案が記載されています。これにより、招集通知の発送から株主総会開催日までの期間を1ヵ月以上確保でき、また、議決権行使基準日と株主総会開催日までの期間を2ヵ月程度に短縮できるとしています（図表3参照）。

このように、定時株主総会を7月以降に開催することについては、取締役人事への影響等を考慮する必要があるものの、法人税法上の規制も特段制約にはならないことが明らかにされています。

（株主の議案検討・対話のための期間確保に関するその他の方策）

Q22 株主の議案検討・対話のための期間を十分確保するための方策として、適切な株主総会スケジュールの見直しのほか、どのようなことが提言されていますか？

A

報告書においては、株主総会に必要な情報開示等のプロセスの効率化のため、電子化促進を提言しています。株主総会プロセスにおける電子化は、株主の議案検討や企業との対話の実質的な期間を確保するだけでなく、統合的な情報開示を企業が行ううえでも極めて重要であるとしています。

具体的な電子化促進策としては、①招集通知情報の発送前ウェブ開示（Q23参照）、②招集通知関係書類の電子化（Q24参照）および③議決権行使の電子化（Q25参照）があります。

また、研究会では、現状の日本で開示される情報が紙媒体で提供される情報もあれば、電子媒体で提供される情報もある等、提供される情報媒体に一貫性がないために、その活用や利用可能性の観点から制約がある点も指摘されています。招集通知関連書類の電子化で求められるのは、書類ではなくその内容である情報であり、企業情報開示が総合的に見直され、決算短信や有価証券報告書、その他の書類が、電子的に相互に活用できることになることが重要である点や現状の様々な情報を一元的に電子取得できるプラットフォームの創設

についても提言されています。

（招集通知情報の発送前ウェブ開示とは）

Q23 招集通知情報の発送前ウェブ開示とは、どのようなものですか？

A

招集通知情報の発送前ウェブ開示は、法的に求められる正式な招集通知および添付資料について、株主への送付前に、その情報を任意開示するものです。研究会においては、株主平等原則の観点等から、こうした任意開示としての発送前ウェブ開示が法的に認められるかといった論点や、任意開示された情報が変更される場合の取扱いについても議論されており、これらを整理し実務上の懸念を解消するためのガイダンスが示されることの有用性も指摘されています。

コーポレートガバナンス・コードにおいても、上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきであるとされています（補充原則1-2②）。

（招集通知関係書類の電子化）

Q24 招集通知関係書類の電子化の促進については、どのような提言が行われていますか？

A

報告書においては、法務省令によるウェブ開示制度の活用に加えて、任意でもウェブ開示を最大限活用することが提言されています。

会社法上招集通知関係書類は、株主の同意を得ることを条件に電子的に提供することが可能となっています（会社法第299条第3項、第301条第2項）が、報告書では電子的方法により招集通知を送付している我が国の会社は、2014年度において6.7%にとどまっています¹。

研究会では、株主の議案検討プロセスの効率化と情報提供の質の向上の観点から、招集通知関係書類の提供については電子的方法を原則とし、希望する株主に対して書面で送付を行うような形が望ましいという意見があったことが紹介されています。

アメリカでは、2009年にSECが導入した「Notice & Access」といわれる制度の下、電子化が進められています。Notice & Access制度は、株主の事前同意なく、発行会社が株主総会の委任状関係書類をウェブサイトに掲載し、株主にはウェブサイトに掲載したという事実のみを書面で通知することを認める

1. 全国株主連合会「株主総会等に関する実態調査集計表」。

制度です。また、ドイツやフランスのように、招集通知を官報サイト等に電子的に公告している国もあります。

諸外国の制度を参考に、株主にとっての利便性向上のために、我が国においても招集通知等の電子化がより一層、促進されることが期待されています。

（議決権行使の電子化）

Q25 議決権行使の電子化の促進については、どのような提言が行われていますか？

A

報告書においては議決権行使プロセス全体を効率化するため、関係書類の電子化とともに、議決権行使の電子化の促進が提言されています。

我が国の会社法上、取締役会決議をもって、電磁的方法による議決権行使（電子投票制度）を採用することができます（会社法第298条第1項第4号）。

報告書によれば、我が国における電子投票制度の状況については、2014年度の調査において、その採用会社割合は29.4%でしたが、規模の大きな会社ほどその利用率は高く、資本金額が1,000億円を超過する会社の場合、98%の会社が電子投票制度を採用しています²。

また、東京証券取引所の「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム（ICJ）」のサービスは、2006年3月に運営が開始されたものであり、投資信託や年金基金等の名義株主以外の株主である機関投資家が、直接議決権を行使することができるシステムですが、電子投票制度を採用していることが前提の仕組みとなっており、またコスト面での課題もあり、利用企業は555社（2015年7月1日現在）に留まっています³。

たとえばアメリカにおける電子投票制度の実務として、2014年度の調査において、機関投資家の98%は電子的な議決権行使を行っており、また個人投資家については、その68%がインターネット経由での議決権行使、26%が書面による議決権行使、6%が電話による議決権行使を行っており⁴、電子的な議決権行使の浸透度は高いと言われています。

株主にとっての利便性向上のために、我が国においても議決権行使の電子化がより一層促進されることが期待されています。

（実質株主の定時株主総会への参加）

Q26 機関投資家を含む名義株主以外の株主（実質株主）の定時株主総会への参加促進については、どのような提言がなされていますか？

A

報告書においては、我が国の名義株主以外の株主、すなわち実質株主に関して、2014年度の調査において、株主総会への出席についての企業側の基本方針が定められていない会社が約60%ある⁵ことが紹介されています。こうした状況に対応するため、以下のような事項を明確化した実務上の対応についてのガイダンスの策定が望まれる点が指摘されています。

- ① 名義株主から代理権の授与を受けた者（かつ、名義株主ではない者）が総会出席を求める場合の考え方の整理、名義株主の適切な代理であることの証明、申出期間の設定等を含めた事前の手続き等、企業における基本方針の策定の参考になるもの
- ② 名義株主としての信託銀行や常任代理人等において実質株主が代理として総会出席する場合の手続きのあり方

我が国の会社法上は、代理人による議決権行使が認められており（会社法第310条第1項）、また、日本の多くの企業においては、その定款において議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨の規定を設置している実務が多い⁶とされています。機関投資家等が株主総会に出席するためには、株主名簿上の株主から委任状の交付を受けて出席することになりますが、代理人を株主に限定する旨を定款で定めている会社の場合、株主名簿上の株主でない機関投資家等が株主総会に出席できるか否かについて見解は分かれており、上記のガイダンス等の必要性が提言されています。

（株主提案権）

Q27 報告書においては、対話促進の観点から株主提案権についての記載もありますが、どのような観点からの提言がなされていますか？

A

研究会においては、株主提案権は（特に個人株主にとって）は株主の意思を反映するための重要なツールであり、よって企業と株主との建設的な対話促進のために活用されるべきとされています。

我が国においては、諸外国に比べると株主提案権の行使要件に関する制限が少ないにもかかわらず、株主提案権の行使件数は少ない状況です。また、アメリカのように株主提案権

2. 商事法務研究会編「株主総会白書 2014年度版」商事法務No.2051（2014年12月1日号）

3. 東京証券取引所ウェブサイト「議決権行使プラットフォームの参加上場会社一覧（日々更新）」

4. Broadridge 「Proxy Pulse Third Edition 2014」

5. 全国株主連合会「株主総会等に関する実態調査集計表」

6. 全国株主連合会定款モデル第17条第1項参照

がコミュニケーション・ツールとしては捉えられておらず、むしろ行使の濫用が話題になることもあります。このため、我が国においても株主提案権の行使が企業と株主との対話のきっかけの1つとなることが期待されています。

（株主総会決議事項）

Q28 報告書においては、対話促進の観点から株主総会で決議される事項についても検討されていますが、どのような内容ですか？

A

研究会においては、我が国における株主総会の付議事項の範囲が、諸外国と比較して広いと、株主総会の運営や対話の質に与える影響について指摘されています。

我が国の会社法においては、会社の意思決定事項について定款で留保すれば株主総会の権限としてすべてその決議事項にできる制度になっています（会社法第295条）。このため、株主総会が株主との対話の場というよりも、企業側にとって株主総会の運営を滞りなく進めるものとの意識に繋がっているのではないかという意見が研究会で出されました。

これに対して、たとえばアメリカにおいては株主総会の決議事項が限定されており、業務執行事項をはじめ会社の意思決定事項の多くは取締役会に権限があります。このため、アメリカにおける株主総会は、取締役会が執行する経営全般について株主の意見を聞くコミュニケーションの場という位置付けが浸透しています。

報告書においては、我が国における株主総会の決議事項に関して、諸外国の制度も参考にしつつ、株主総会での対話促進の観点から適切な範囲となっているか、実務的な見直しや検討が行われることが重要であるとされています。

（株主向け提供情報についての課題等）

Q29 報告書ではモジュール型開示システムが提言されていますが、特に株主向けに提供される情報についての課題および対応策として、どのような提言がなされていますか？

A

モジュール型開示システムに関しては前編で紹介していますが（前編Q6他参照）、特に株主向けに提供される情報の課題等についても報告書においては記載されています。

具体的には、株主に送付される事業報告、計算書類等に含まれる内容の多くは、決算短信でも開示されていますが、同一の項目であっても根拠規定やフォーマットが異なるために、一方で作成したものを他方で有効に活用することができず、企業担当者にとって開示資料作成の負担が大きい点が指摘されています。

研究会の議論では、モジュール型開示システムが実現しその負担が軽減されれば、株主へ送付する招集通知等の送付タ

イミングを早めることも可能となり、また、企業側にとって開示資料の作成労力や時間を、株主との対話に充てることができるとされています。

（株主向け提供情報の信頼性の確保）

Q30 株主に提供される情報の信頼性の観点からは、どのような提言がなされていますか？

A

株主への招集通知等を早期に発送することにより、議決権行使のために十分な期間を確保することが企業と株主との対話促進の観点からは重要です。一方、提供される情報の信頼性の担保も必要であり、そのため十分な監査期間の確保も必要となります。

研究会においては、我が国の会社法の会計監査人の監査報告書日付については、決算期末から40日前後となっており（調査対象のサンプル10社）、諸外国と比べても早いタイミングで行われている点が報告されています。不正リスク対応等、近年では監査の品質向上が期待されているなかで、株主への招集通知等の早期発送のための会社法監査のより一層の早期化は現実的でないことも議論されています。

一方、開示内容が決算短信と会社法の開示書類で重複している箇所については、各開示書類間の整合性チェックが、作成者側および会計監査人側でも必要となっており、また、若干の追加的な記載事項がある部分については、追加的な情報入手に伴う作成作業や検証作業の重複が報告書において指摘されています。

モジュール型開示システムが今後実現されれば、上記のような作業の重複は解消され、その結果スムーズな情報開示と十分な監査期間の確保が達成されと考えられています。

（政策等への反映）

Q31 報告書の提言内容は、政策等にどのように反映されたのでしょうか？

A

報告書は、2014年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦」を受けて取りまとめられました（前編Q1参照）。「日本再興戦略」改訂2014は、2015年6月30日に「『日本再興戦略』改訂2015-未来への投資・生産性革命-」として、その改訂版が閣議決定されています。

改訂版では、アベノミクス第2ステージとして、デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築するための施策が盛り込まれています。そして、改訂の基本的な考え方として、設備革新に留まらない、技術や人材を含めた「未来投資による生産性革命の実現」と、地域に活気溢れる職場と魅力的な投資先を取り戻し、活力ある日本経済を目指す「ローカル・アベノミクスの推進」、この2つを車の両

輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国なることを目標として掲げています。

昨年版にも盛り込まれていた、「企業と投資家の建設的な対話の促進」は、次のとおり、より具体的に記載され、再興戦略のなかでも代表的な施策の1つとして位置付けられています。

1. 未来投資による生産性革命

i) 「攻め」のコーポレートガバナンスのさらなる強化

○企業と投資家の建設的な対話の促進

- ・企業が投資家に対して必要な情報を効率的かつ効果的に提供するため、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則それぞれが定める情報開示ルールを見直し、統合的な開示のあり方について検討し、結論を得る。【本年度中に結論】
- ・株主に対する情報提供を迅速化するため招集通知添付書類（事業報告や計算書類等）提供の原則電子化について、その実現に向けた課題や必要な措置について検討し、結論を得る。【来年中に結論】

（出典：『日本再興戦略』改訂 2015 - 未来への投資・生産性革命 - 28、29頁）

また、新たに講ずべき具体的施策として、次のように記載されています。

③ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

企業が稼ぐ力を高め、持続的に企業価値を向上させるためには、企業と投資家・株主が、共に中長期的な成長に向けて価値を創造する関係にあることを念頭に置いて、建設的な対話を行うことが重要である。

こうした観点も踏まえつつ、資本市場の機能の十全な発揮や投資家・株主の保護など幅広い観点から、企業の情報開示、株主総会プロセス等を取り巻く諸制度や実務を横断的に見直し、全体として実効的で効率的な仕組みを構築する。

ア) 統合的な開示に向けた検討等

企業の情報開示については、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業や投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検討し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統合的な開示の在り方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

イ) 株主総会プロセスの見直し等

株主総会集中の問題を解決し、株主の議案検討と対話の期間を諸外国並に確保するための方策として、企業が適切な総会日や議決権行使の基準日の設定を行うとともに、招集通知関連書類や議決権行使の電子化等を通じて徹底的なプロセスの合理化が図られる環境を整備する。

具体的には、株主総会については、企業において株主の議決権行使や対話の機会を十分に確保するとともに、株主総会に近い時点の株主の声を反映するような適切な基準日を設定するよう、関係団体等が本取組の円滑化に向けた方策等について、来年中に検討することを促す。

また、IT活用促進に係る政府全体の対応方針も踏まえ、米国における制度（「Notice & Access」制度）も参照しつつ、招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行ううえでの課題や必要な措置について来年中に検討し、結論を得る。

議決権行使についても電子化の促進と権利行使の質を高めるため、関係団体等において議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策を来年中に検討することを促す。

さらに、名義株主以外のグローバルな機関投資家等が、株主総会に参加するうえでの企業の基本方針作りを円滑化するため、関係団体等においてガイダンスを本年末までに策定することを促す。

（出典：『日本再興戦略』改訂 2015 - 未来への投資・生産性革命 - 44、45頁）

このように、統合的な開示については金融審議会でも検討し、統合的な開示の在り方について今年度中に結論を得るとしています。

株主総会プロセスについては、適切な基準日を設定するための方策等を来年度中に検討することを促すこと、招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行ううえでの課題や必要な措置について来年中に結論を得ること、議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策を来年度中に検討することを促すこと等が提案されています。

企業開示制度、株主総会プロセス等を取り巻く諸制度や実務の変更による影響は大きく、今後も引き続き議論の進展が注目されるところです。

【バックナンバー】

経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」について（前編）
（KPMG Insight Vol.13/July 2015）

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

監査品質管理部 パートナー 和久 友子
TEL: 03-3266-7503（代表番号）
tomoko.waku@jp.kpmg.com

会計・審査統括部 シニアマネジャー 松尾 洋孝
TEL: 03-3548-5121（代表番号）
hirotaka.matsuo@jp.kpmg.com

監査品質管理部 マネジャー 坂本 幸寛
TEL: 03-3266-7503（代表番号）
yukihito.sakamoto@jp.kpmg.com

東京第1事業部 マネジャー 藤本 直孝
TEL: 03-3548-5801（代表番号）
naotaka.fujimoto@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.